別記第１号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

　岐阜県知事　様

共通仕様封筒広告掲載申込書（角形２号封筒）

　令和６年度共通仕様封筒（角形２号封筒）の広告掲載を添付書類を添えて申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | (〒　　－　　　　） | | | | |
|  |  | | | | 代表者印 |
|  |  | | | |
|  | 明・大・昭・平（　　年　　月　　日生） | | | |
|  | □有（入札参加資格者番号：　　　　　　　　　） | | | | |
| □無 | | | | |
| 令和５年度  岐阜県の広告事  業の契約実績 | □有 | | | | |
| □無 | | | | |
|  |  | | | | |
|  |  | | | | |
| 連絡先電話番号 |  | | | | |
|  |  | | | | |
| 掲載広告の状況  ※詳細は別紙２  　のとおり | 掲載番号 | 広告主の名称 | 掲載番号 | 広告主の名称 | |
| １ |  | ５ |  | |
| ２ |  | ６ |  | |
| ３ |  | ７ |  | |
| ４ |  | ８ |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| ※１ | 円  （内消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　 円） |
| ※２ |  |

※１ 希望額を記入してください。県の予定価格を下回った場合は無効となります。

　 ※２ 広告の内容については、具体的な内容（例えば○○のイメージアップ広告）等

　　　を記入してください。

〔添付文書チェックリスト〕

○必須書類

|  |  |
| --- | --- |
| 確認 |  |
| □ | （１）申込者及び広告主に係る書類  別紙１　誓約書  　申込者と広告主が同一の場合は、一枚のみ提出 |
| □ | （２）広告図案（紙原稿及び電子ファイル）  事後、提出された原稿案が大幅に変更されない軽微な修正については可能  とします。 |
| □ | （３）広告主に係る書類  別紙２ 広告主の概要 |

○申込者及び広告主が令和５年度岐阜県の広告事業に契約実績がある場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確認 |  |
| □ | 契約書等の写し |

○申込者及び広告掲載者が入札参加資格者名簿未登載又は令和４年度岐阜県の広告

事業に契約実績がない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 確認 | 個人の場合 | 法人の場合 |
| □ | ①身元証明書２種類：  本人の本籍地の市町村長が発行す る身元（身分）証明書、東京法務 局の発行する後見登記等ファイル に記録がない旨の証明書（写し可） | ①履歴事項全部証明書（法人登記簿）  （写し可） |
| □ | ②岐阜県納税証明書（完納証明書）  （写し可） | ②岐阜県納税証明書（完納証明書）  （写し可） |
| □ | ③消費税等納税証明書（様式その３）  （写し可） | ③消費税等納税証明書（様式その３）  （写し可） |

別紙１

私（当社）は下記の事項について誓約します。

また、本誓約書をもって岐阜県が誓約内容を確認するため、担当部署及び関係官庁に調査、照会することを同意します。

記

１　共通仕様封筒広告掲載申込書及びその添付書類については事実と相違あ

りません。

２　共通仕様封筒（指定物品）広告掲載要綱及び共通仕様封筒（指定物品）

広告掲載基準を遵守します。

３　共通仕様封筒（指定物品）広告掲載要綱第４条に該当する者ではあり

　ません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　岐阜県知事　古田　肇　様

　　　　　　　　　　　　　　　［法人、団体にあっては事務所所在地］

　　　　　　　　　　　住　　所

［法人、団体にあっては法人、団体名、代表者職氏名］

　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

　　※共通仕様封筒（指定物品）広告掲載要綱第４条第１項第５号における「岐阜県が　　　 行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」については、裏面参照。

(裏面）【参考】

**岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（抄）**

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（略）

(５) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(６) 暴力団員　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(７) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(８) 法人等 法人その他の団体をいう。

(９) 役員等 次に掲げる者をいう。

イ 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

ロ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事、その他イに掲げる者と同等の責任を有する者

ハ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

（略）

　（暴排措置の対象となる個人又は法人等）

第３条　暴排措置の対象となる個人又は法人等（以下｢暴排措置対象法人等｣という。）は、次のとおりとする。

(１) 暴力団

(２) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人 又は法人等

(３) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は 法人等

(４) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等

(５) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、 直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

(６) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(７) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

　　　別紙２

広告主の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | (〒　　－　　　　） |
|  |  |
|  |  |
|  | 明・大・昭・平（　　年　　月　　日生） |
|  | □有（入札参加資格者番号：　　　　　　　　　） |
| □無 |
| 令和５年度  岐阜県の広告事  業の契約実績 | □有 |
| □無 |
|  |  |
|  |  |

　○法人の場合

　役員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | 役職 | 生年月日 | 住　　　　　所 |
| 役員氏名 |
|  |  |  | 〒 |
|  |
|  |  |  | 〒 |
|  |
|  |  |  | 〒 |
|  |
|  |  |  | 〒 |
|  |
|  |  |  | 〒 |
|  |